

●韓国IPGの活動

・第32回韓国IPGセミナー「韓国における模倣品対策」を開催しました 01

●IPを知ろう

IPニュース 05

「新・知財最前線は今」 06

- 日本から韓国への特許出願が2位に低下

- 尹錫悦新政権の知的財産政策は？

- 韓国特許庁に初の女性庁長が就任



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

初秋の候、皆様いかがお過ごしでしょうか？ ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

2022年7月、韓国特許庁は韓国にとって重要な産業に関する特許出願を優先審査に加えることを明らかにしました。この産業は何でしょうか？

①二次電池 ②メタバース ③半導体

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。

●韓国IPGの活動

第32回韓国IPGセミナー「韓国における模倣品対策」を開催しました



韓国における模倣品被害は依然として深刻な状況が続いており、ひとたび模倣品が出回れば、製品の売上げが減少する、築き上げてきたレピュテーションが棄損されるなど、深刻な問題が発生するため、模倣品対策が重要となります。

このような現状認識のもと、2022年7月27日、第32回韓国IPGセミナー（特許庁委託事業）を開催し、模倣品対策に関する実務経験豊富な、金・張法律事務所の金元（キム・ウォン）弁護士と李俊瑞（イ・ジュンソ）弁理士をお招きし、韓国における模倣品対策の最新事情についてご講演いただくとともに、日系企業の模倣品対策事例について、株式会社サンリオコアの裴元峻（ペ・ウォンジュン）理事からご紹介いただきました。加えて、ジェトロ・ソウル事務所副所長土谷慎吾から、最近の韓国知財ニュースについて紹介しました。今回のセミナーは、新型コロナウイルスの感染状況に鑑みてオン・オフラインハイブリッド形式で行いました。以下、主な内容をご紹介します。

●韓国における模倣品対策(発表内容の一部を抜粋)

1. 模倣品対応の概観

- 金・張法律事務所

模倣行為に適用される法律には、特許法、商標法、デザイン保護法をはじめ、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下、「不正競争防止法」）、著作権法、民法等があります。このうち、特許法、商標法、デザイン保護法は、産業財産権法であり、それぞれ技術、商



金元 弁護士



李俊瑞 弁理士

標、デザインを保護します。一方、不正競争防止法は、商標を登録しなくても権利の主張が可能であり、一定の要件を満たせば、出所の誤認混同やトレードドレス、希釈化、デッドコピー、アイデア侵害等に対応できるという特徴があります。

模倣行為から守ってくれる法律は多様ですので、状況に合わせて戦略的な選択をするのが良いでしょう。まず、保護すべき商品の寿命が短い場合、不正競争防止法のデッドコピーの主張を活用することができます。一方、商標権とデザイン権は、根本的な保護方法になり得ますが、権利を取得するまで時間と費用がかかります。また、当該商品市場への参入が容易で競争者が多い場合は、特許権、商標権、デザイン権等の取得済みの権利で保護することができます。

II. 不正競争防止法：一般条項を中心に

1. アンパン屋事件



この事件の原告店舗と被告店舗の商号は異なりますが、看板や内装等の店舗のイメージはかなり類似していました。裁判所は、①「原告が店舗のデザインのために数回日本を訪問し複数のデザイン業者にデザインを依頼した点」を考慮し、原告のトレードドレスは相当の投資または労力によって作られた、一般条項における「成果」に該当すると判断しました。また、②被告店舗の標章などは原告店舗の営業標識と非常に類似しており、被告が原告会社を退職した後、別の店舗を構えてインテリア業者に原告店舗の構造を参考にするよう求めたこと等が「公正な商取引慣行または競争秩序に反する方法」に該当するとしました。さらに、③原告店舗は他の店舗と区別される独特の雰囲気有して有名でしたが、被告店舗を原告店舗と誤認する消費者がいたという点で経済的利益の侵害を認め、原告の差止請求及び損害賠償請求を一部認めました。

2. ハンドバッグ事件



原告側のハンドバッグ製品のバーキンバッグは、数十年前から世界的に知られており、その独特な形が有名です。一方、被告側のハンドバッグは、原告側のバーキンバッグに似たようなデザインで、大きな目玉

が追加されています。バーキンバッグより安い価格で販売されていました。裁判所は、バーキンバッグの形態は、韓国国内で継続して独占排他的に使用されてきたことから、特定の商品出所としての識別力を有するに至っているため、「法律上保護する価値がある利益」に該当するとしました。また、ファッション雑貨分野において、需要者に広く知られている他人の商品標識を被告が使用するには、原告との契約等を通じて提携や協業をすることが公正な商取引慣行に当たると判断しました。さらに、被告の製品の継続的な生産や販売が原告製品に対する一部の需要を代替し、原告製品の希少性および価値の低下によって潜在的な需要者が購入を放棄する可能性があることから、原告の経済的利益を侵害したとみることができるとしました。

III. 侵害品の対策：特別司法警察 (特司警) を中心に

模倣品への対応方法としては、テイクダウンや警告状、特許庁の取り締まり、水際措置等が考えられます。今回はその中で、特許庁の取り締まりの主体である特別司法警察について説明します。

1. 特別司法警察の概要と捜査対象

特別司法警察は、商標・特許・営業秘密・デザインなどの産業財産権の侵害に関する犯罪事件を捜査し、検察に送致する「特許庁」の組織です。捜査の対象となるのは、まず、①特許庁に登録されている権利の侵害です。具体的には、特許権及び専用実施権の侵害 (特許法第225条)、デザイン権及び専用実施権の侵害 (デザイン保護法第220条)、商標権及び専用使用権の侵害 (商標法第230条) があります。次に、②不正競争行為です。国内に広く知られている他人の氏名、商号、標章、標識等と同一・類似の使用行為、他人が製作した商品の形態を模倣した商品の譲渡等の使用行為 (不正競争防止法第2条第1項ハ目、リ目に該当する行為)、使用するか、または第三者に漏洩する行為 (不正競争防止法第18条第1項及び第2項) があります。最後に、③営業秘密の侵害です。例えば、不正な利益を得たり営業秘密の保有者に損害を与える目的で営業秘密を取得する行為が挙げられます。

2. 特別司法警察による捜査手続き (特許・デザイン・不正競争防止法関連)



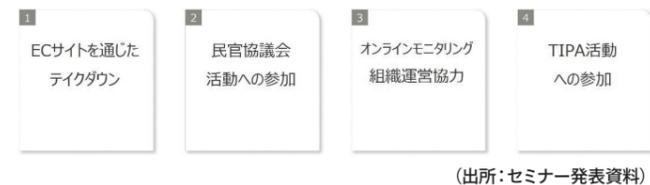
次に、特別司法警察による捜査手続きについて説明します。①告訴や告発等によって侵害の通報が受け付けられれば、②侵害の類型別に専門捜査官を指定し、捜査を開始します。③捜査を開始してからは、告訴人、被告訴人の順に陳述と提出資料などに基づいて侵害事実を特定・検討し、判断を下すことになります。証拠は、告訴人、被告訴人から任意提出で受け取ることができます。証拠の提出が容易でない場合は、模倣品がある現場に向かって証拠を任意で提出してもらうこともできます。

IV. COVID19による商取引環境の変化

新型コロナウイルス感染症によって商取引の環境が変化したことに伴い、模倣品対策の考え方も変化が求められています。具体的に説明すると、最近、工場や倉庫などを大規模に取り締まることはほぼなくなりました。これは、従来の模倣品対策で、がんに対する対策に例えることにします。一方、現在活発であるECサイト上の侵害は、一つ一つが小さく、風邪のように、致命的とはいいいくいものです。つまり、侵害が発生した一か所だけに強力な薬を使うのは、もはや非効率的になっていると言えます。ECサイト上のたくさんの個別侵害者に対しては、風邪薬のように適切な薬を使った方が費用対効果のある戦略となっています。

V. ECサイト上での侵害品の販売に対する対策

侵害品の販売の舞台がECサイトに移った今、どのような対策が考えられるのでしょうか。最初に、企業が対策に使用できる予算を設定し、目標に合わせて戦略を立てることが重要です。具体的な目標が決まったら、次は、病院に入院したり風邪薬を飲んだりするなど、それに対する対策を決める必要があります。事前対策や予防措置などのサプリメントを使って体力をつけておくこともできます。以下の4つの手段は、侵害を見つける前にあらかじめ取っておく対策です。



1. ECサイトを通じたテイクダウン

まず、ECサイトを運営するプラットフォーム運営会社と協力関係を構築することです。例えば、韓国のNAVERは、「One-Strike-Out」と呼ばれる制度を設けています。サイトで販売者の現物商品を鑑定したところ、侵害品と認められる場合は、その販売者のアカウントを永久に削除する強力なものです。企業としては、このような制度が利用できるように、プラットフォーム運営会社と事前に協力関係を築くことを検討する必要があります。

2. 官民協議会活動への参加

韓国では、模倣品対策を立てるために、特許庁などの政府機関と民間企業の間で協議活動が活発に行われています。そのような活動を提供する偽造品流通防止協議会には、政府機関に加えてECサイトの運営会社も参加しています。互いの情報を共有する機会になり得ますので、企業の方は、一度参加してみることをお勧めします。

3. オンラインモニタリング組織の運営に対する協力

ECサイトが実施しているオンラインモニタリング組織に企業が鑑定ポイントを提供してECサイトとの協力関係を構築します。ECサイトにモニタリングの責任を持たせる法改正の動きが見えており、各ECサイトは模倣品に対するオンラインモニタリング活動を自主的かつ活発的に行っています。企業としては、事前にECサイトとの対策を講じて自社の鑑定ポイントを提供し、オンラインモニタリングを活用できるようにすることが考えられます。

4. TIPA (貿易関連知識財産保護協会) 活動への参加

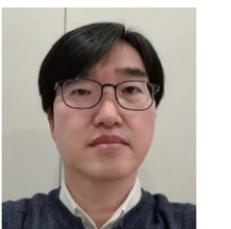
TIPAは、関税庁傘下の模倣品対策団体で、韓国税関向けに偽造品鑑別教育を開催するとともに、知的財産権侵害輸出入物品の調査や取り締まりを支援しています。TIPAのウェブサイトからは、公示事項や市中監視偽造品摘発情報を確認することができ、会員社間の情報共有も可能です。

◎ SANRIOの韓国における模倣品対策(発表内容の一部を抜粋)

- SANRIO KOREA 裴元峻 理事

1. インターネット侵害品削除事例の紹介

SANRIO KOREAでは、インターネット上の侵害に対し、捜査機関による取り締まりや警告状による自主的な削除要求などの積極的な措置を実施するとともに、インターネットの侵害品をモニタリングし、その結果を法律事務所と共有することで、侵害品掲示物の削除措置を行っています。削除実績は、2020年度688件、2021年度2,929件に上っており、今年は約1,200件の掲示物の削除が予定されています。大規模な侵害や高額な被害でなければ、掲示物の削除を通じてオンラインショッピングモール上の侵害品販売者のアカウントを削除するように誘導し、侵害品販売者の反発を買わないようにバランスを取りながら模倣品対策を実施しています。インターネット上の侵害品の削除と関連し、法律事務所を通じて円満に解決できた1つの事例をご紹介します。侵害者は、SANRIOのキャラクターを使用したオフィスチェアを韓国のGマーケットというECサ





(出所:セミナー発表資料)

イトから販売していました。侵害を見つけた弊社はGマーケットにテイクダウンの申込書を提出し、侵害の事実を確認したGマーケットは直ちに削除措置を取ってくれました。さらに、侵害者からは今後侵害行為をしないと約束と善処を希望する旨のメールをもらい、事件は終了しました。

● 最近の韓国知財ニュース (主要部分のみ抜粋)

- 土谷慎吾 ジェトロ・ソウル事務所副所長

I. 韓国の新型コロナウイルス状況

1. オミクロン株による感染拡大

韓国では、2021年末からのオミクロン株による感染拡大(第5波)により、既に国民の約4割が感染しており、0~9歳児は、過半が罹患済みの状況です。2022年7月末現在、第6波が到来しており、再び新規感染者が増加している状況です。



2. 日韓の往来

2022年6月29日、羽田空港と金浦空港を結ぶ路線が2年3か月ぶりに週8往復で再開し、同年7月25日には、週28往復に増便されました(コロナ前は週84往復)。一方、2022年7月末現在、ビザの取得が困難な状態が続いており、日韓ともに出国前のコロナ検査も必要なため、往來のハードルはまだ高い状況です。

II. 韓国知財法の改正状況

1. 審判請求期間、再審査請求期間の延長 (特許法、商標法、デザイン保護法) (2022年4月20日施行)

これまで、30日以内だった審判請求期間および再審査請求期間を3ヵ月以内に延長することで、出願人の利便性向上を図る改正です。これまで建議事項として日本から要望してきたもので、2020年度建議事項に対する韓国政府回答に沿ったものとなります。他方、拒絶理由通知に対する在外者の指定期間延長については今回の改正に含まれていません。

2. 分離出願制度の導入 (特許法) (2022年4月20日施行)

拒絶査定不服審判の棄却審決(拒絶査定を維持)を受けた後も、出願で拒絶されなかった請求項のみを分離して出願することができる「分離出願制度」が導入されました。

3. 「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設 (不正競争防止法) (2022年4月20日施行)

日本でいうところの「限定提供データ」について、データの不正使用行為を法律に明確に規定して、その不正取得・使用等を不正競争行為とすること、また、「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化に関する改正がなされました。

4. パブリシティ権の保護 (不正競争防止法) (2022年6月8日施行)

有名人の肖像・姓名等、他人を識別することができる標識を公正な商取引の慣行や競争秩序に反する方法で自らの営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為が不正競争行為の類型として新設されました。

5. 侵害行為の反意思不罰罪化(デザイン保護法、実用新案法) (2022年6月10日施行)

権利侵害行為が「親告罪」から、被害者が起訴を希望しないという意思を明確に表明した場合のみ起訴をしない「反意思不罰罪」に変更されました。特許法は、2020年10月20日に同趣旨の改正法が施行済みです。

6. 電気通信回線を通じた商標使用の明文化 (商標法) (2022年8月4日施行)

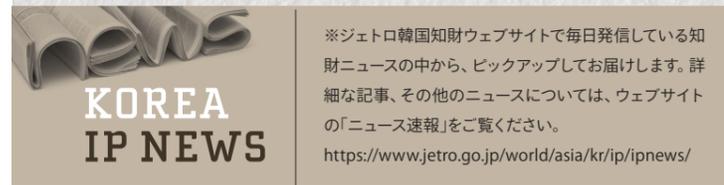
商品または商品の包装に商標を表示したものを、電気通信回線を通じて提供し、またはこのために展示・輸出もしくは輸入する行為が、商標の使用行為に追加されました。

7. 部分拒絶制度導入 (商標法) (2023年2月4日施行予定)

商標登録出願に対する拒絶理由が一部の指定商品にのみある場合、拒絶理由がない残りの指定商品については商標登録を受けることができるようになります。

8. 再審査制度導入 (商標法) (2023年2月4日施行予定)

審査官の商標登録拒絶決定後、指定商品の範囲を減縮する等により、その拒絶理由を簡単に解消できる場合には、審判手続を経ることなく、審査官に再審査を請求することができるようになります。IPG



※ジェトロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。
https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/

① 韓国特許庁、365日24時間相談できる「特許相談チャットボット」サービスを提供 | 韓国特許庁 (2022.5.16)

韓国特許庁は「特許相談チャットボット」を通じた特許、実用新案、デザイン、商標等の知的財産権関連相談サービスを5月17日火曜日から提供すると発表した。特許庁特許顧客相談センターのカウンセラーによる相談サービスは、業務時間内のみ利用可能であるためサービス利用に時間的制約があったが、チャットボットサービスを通じて24時間オンライン相談ができるようになる。チャットボットは数万個の質問と回答のデータベースで学習され、質問をすれば人工知能が最も適した回答を探して提示する。特許相談チャットボットの画面構成は、SNSのトーク画面と同じであり、互いに対話するように相談することができる。特許相談チャットボットは、PCまたは携帯電話を通じて特許顧客相談センターウェブサイト(www.kipo.go.kr)や行政安全部が運営している国民秘書チャットボット(www.chatbot.ips.go.kr)から別途の会員登録手続きなしに利用できる。

② 先進運転支援システム(ADAS)関連特許出願、6年間3倍増

| 韓国特許庁 (2022.6.13)
現代自動車、メルセデス・ベンツ、ホンダなどの一部の完成車メーカーを中心に条件付き自動運転が可能なレベル3自動運転車の実用化が推進されていて、走行状況に合わせてドライバーをサポートする先進運転支援システム(ADAS, Advanced Driver Assistance System)技術が浮上している。先進運転支援システムは、カメラ、レーダー、ライダーなどの感知装置により走行状況を認識してドライバーに危険状況などを自動で知らせ、スピードのコントロール等の一部の運転機能を自動化した技術である。韓国特許庁によると、韓国、米国、日本、中国、欧州に出願された先進運転支援システム(ADAS)関連特許は、2013年約2,000件から年平均約20%ずつ増加し、2019年には約6,000件に達している。国別には、中国(30.7%)、米国(27.6%)、日本(20.8%)、韓国(10.6%)、欧州(10.3%)の順で特許が出願された。企業の出願を見てみると、トヨタ、現代、ホンダ、日産の順で日本と韓国の完成車メーカーの出願が多く、ポッシュ、デンソー、Mando、日立などの自動車部品メーカーが後に続いていることがわかった。

③ 韓国特許庁、特許審判証拠調査事例集を初発刊

| 韓国特許庁 (2022.7.21)
韓国特許庁は、特許審判証拠調査に関する疑問を解消できるように「特許審判証拠調査事例集」を初めて発刊したと発表した。特許審判で当事者(審判の請求人または被請求人)は、書面調査、証人尋問、鑑定、検証、事実照会などのさまざまな種類の証拠調査を活用して自分が主張する事実が真実であると立証することができる。ところが、書面調査中心の証拠調査にだけ慣れている当事者が大多数のため、証人尋問や現場検証などの他の種類の証拠調査は不慣れに感じ、対応を難しくするという問題があった。このような問題を解消するために、2011年から2021年までの10年間の証人・当事者尋問、事実照会、現場での検証を活用した特許審判事件の主要事例を集めて今回の事例集を作成した。実際の審判事件で証拠調査がどのような手続きで行われ、審判の結論にどのような影響を及ぼすかを確認することができ、今後、証拠調査の手続きを踏む当事者に役立つと予想される。事例集の全体内容は特許審判院のウェブサイト(www.kipo.go.kr/ipi)から確認・ダウンロードすることができる。

④ 韓国特許庁、半導体特許の優先審査等全方位に特許を支援

| 韓国特許庁 (2022.7.25)
韓国特許庁は、国家安全保障資産であり、韓国経済の根幹である半導体産業の国全体的な支援に歩調を合わせ、半導体産業のコア特許の確保に総力を挙げることを明らかにした。まず、韓国企業が迅速に特許を確保するよう支援するために、半導体特許に対して優先審査を実施する予定である。グローバル半導体企業が3nm半導体などの次世代技術を開発するために激しく競争しているだけに、迅速な特許取得が急がれる状況である。特許願書の発明者情報を通じて半導体産業の中核といえるコア人材の管理も支援する。半導体特許の発明者情報で分野別のコア人材や発明者の平均年齢の変化などを分析し、今後、人材育成が優先的に必要な分野を提示する計画である。また、半導体などのコア技術分野の退職研究人材を特許審査に活用することで海外への転職による技術流出を防止し、正確な審査サービスも提供する計画である。韓国と競争するグローバル半導体企業の特許ビッグデータを分析して今後の技術開発の方向性を占い、韓国が先取りすべき研究開発(R&D)分野を提示するなど、韓国の半導体産業戦略の樹立にも資する計画である。IPG



正解は③半導体です。半導体は韓国でも日本と同じように産業の「コマ」と呼ばれており、国際競争力確保と安全保障の観点から重要な産業と位置付けられています。(2022年7月25日付け知的財産ニュースに掲載)

日本から韓国への特許出願件数が2位に低下



以前の本欄で、コロナ禍でも韓国での産業財産権出願件数が伸びていることをお伝えしました。この時点では、外国から韓国への特許出願について、国別の内訳件数は明らかではありませんでしたが、最近の発表で明らかになりました。このうち、特許出願について気になる動きがありましたので、お伝えします。

1. 属地主義と外国出願戦略

特許制度は、独占的な権利の付与と引き換えに出願から一定期間（出願から1年半）後にその内容が公開され、その技術は誰でも広く活用できるという、権利者の保護と技術情報の活用との調和を図る点にその本質があります。

一方、特許は国ごとに申請され、それぞれの国内で審査、登録され、特許権の効力は登録された国の国内のみに及びます。この原則は属地主義と呼ばれています。

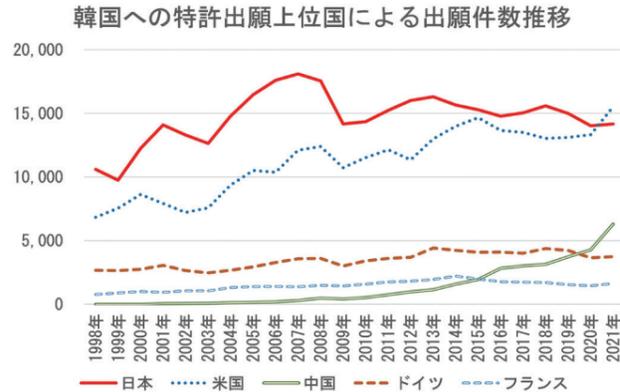
たとえば、日本の特許庁に特許を出願し、これが審査、登録された場合、特許権の効力は日本国内でのみ有効で、他の国には及びません。そのため、日本だけに申請し、他国に申請しなかった特許の内容は1年半後に公開され、全世界から（日本語で）利用可能になる反面、特許権の効力は日本国内にしか及ばないため、外国に技術情報を提供するだけで、外国で何らの権利も得られないこととなります。

20年ほど前には、日本の特許出願は現在よりも5割ほど件数が多かったものの、国内のみのドメスティックな出願の割合が多く、日本から外国への技術流出が問題となっていました。理想的には、日本への特許出願と同じものを外国にも全て出願できれば良いのですが、外国への特許出願は翻訳費用や現地代理人費用など、高額な負担が発生するため、現実的には難しいという事情があります。

当時の反省から、多くの日本企業が特許の質を高めて国内出願件数の絞り込みを行いつつ、外国への特許出願比率を徐々に高めてきましたが、やはり全ての国に出願することはできませんので、競争相手がいる国や市場の大きな国、特に米欧中韓などの主要国に、優先度に応じて出願するのが基本的な外国出願戦略になります。

2. 外国から韓国への特許出願件数推移

上述の理由で、外国から韓国への特許出願の件数は、その国と韓国との技術的密接性のバロメーターといえます。以下のグラフをご覧ください。



出典：韓国知的財産統計年報(2001-2020年)、韓国知識財産統計FOCUS(2021年)に基づいて筆者作成

韓国特許庁のウェブサイトに掲載されている1998年以降の外国から韓国への特許出願件数をまとめると、2020年まではずっと日本が首位をキープしてきましたが、2021年に初めて米国に首位を明け渡し、2位に低下しました。過去、2008年のリーマンショックなど、景気変動の波にもまれて全体的に上下しつつ、徐々に米国が韓国への特許出願を増やし、日本を追い抜いた形となっています。韓国への特許出願件数は、各国それぞれに事情があり、相対比較で論じるのは難しい側面があるのも事実ですが、大きなトレンドでいえば、日本はいわゆる失われた30年間で諸外国に比べて相対的に地位が低下しており、日本から韓国への特許出願にもそれが現れたといえるのではないのでしょうか。

日本から韓国への意匠（デザイン出願）、商標出願の件数はそれぞれ3位で、唯一1位だった特許出願件数が2位となったのは、寂しさを覚えます。

2022年、日本から韓国への特許出願は再び1位を奪還するのか、また、背後から猛烈な勢いで追いつける中国はどこまで伸びるのか、要注目です。

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職。

尹錫悦新政権の知的財産政策は？



2022年5月10日、尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領が就任し、新政権が発足しました。今回は、新政権の発足により、今後韓国の知的財産政策がどうなるのか、占ってみたいと思います。

1. 大統領選挙の争点

2022年3月9日投票の大統領選挙に当たり、尹錫悦候補（当時）の公約は、以下のようなものでした。

- (1) コロナ克服のための緊急救助およびポストコロナプランの準備
 - (2) 持続可能な良質な雇用の創出
 - (3) 需要に合致する住宅250万戸以上を供給
 - (4) デジタル・プラットフォーム政府の実現と大統領室の改革
 - (5) 科学技術の追従国から源泉技術を先導する国へ
 - (6) 出産準備から産後ケア、育児まで国の責任強化
 - (7) 国民が共感する公正社会の実現
 - (8) 堂々とした外交、堅固な安保
 - (9) 実現可能な炭素中立と原発強国の実現
 - (10) 公正な教育と未来の人材育成、誰もが享受する文化・福祉
- （出典：大統領公約書の「尹錫悦の10大ビジョン」）

韓国では、新型コロナウイルスによる社会経済への影響、高い若年失業率、特に首都圏における住宅事情の悪化等、日々の暮らしに直結する問題が顕在化しており、大統領選公約でも生活に身近な内容が意識されました。

その影響か、知的財産政策が大統領選の争点となることはなく、国民の力「第20代大統領選挙 政策公約集」（全174ページ）にも、知的財産政策に関する言及はありませんでした。

2. 尹錫悦政府の110大政課題

尹錫悦新大統領の当選後、大統領職引き継ぎ委員会が発足、全政策領域の施策が精査され、2022年5月3日、その成果物として、「尹錫悦政府の110大政課題」が発表されました。

全186ページにわたる文書の内容を確認したところ、知的財産に関する言及はタイトルと本文とを合わせ3行だけありました。

課題22：需要者向け産業技術R&Dイノベーション及び知的財産保護の強化（産業通商資源部）

「秘密特許制度の導入、技術奪取防止など海外知的財産紛争支援の強化とAI・ビッグデータ技術を活用した特許行政イノベーションを推進」

韓国では、既に秘密特許制度が導入されているため（韓国特許法第41条）、「秘密特許制度の導入」の意図するところは不明ですが、それ以外の項目については、これまでの施策の延長線上といえます。

3. まとめ

公開情報で見る限り、新政権の知的財産政策に関する変更点はほとんどなく、新政権は従来の政策を踏襲するものと考えられます。

折しも、2021年12月末には、「第3次知識財産基本計画（2022-2026）」、「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画（2022～2026）」という、知的財産政策上重要な2本の5か年計画が策定されたばかりであり、当面の知的財産政策はこれらにのっかって推進されるものと思われる。

一方、新政権の発足により、2024年までの約2年間にわたって政権と国会の「ねじれ」状態が続くことになり、この影響で知的財産関連法案に限らず、法案審議に時間がかかる可能性は考えられます。

ご紹介した2本の5か年計画については、弊所ウェブサイトにて和訳を提供しておりますので、ご興味のある方はご覧ください。

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾（特許庁出向者）
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

韓国特許庁に初の女性庁長が就任



2022年5月31日、韓国特許庁に第28代目となる新庁長が就任しました。初の女性、かつ、初の民間出身の庁長です。新庁長はどのような人物なのでしょう。また、今後の知的財産政策にどのような影響があるのでしょうか。

1. 尹錫悦政権はソ・オ・ナム人事?

韓国行政府は18部5処18庁からなっており、その長である長官や庁長は、大統領の就任とともに交代するのが常となっています。尹錫悦(ユン・ソンニョル)大統領は実力主義を掲げ、主要ポストの人事を発表しましたが、ソウル大学出身の50代の男性(ソ・オ・ナム)ばかりという批判がありました。

この批判を受けてか、尹錫悦大統領は、参謀に、残る部処の長官・次官を任命する際は女性を優先的に考慮し、候補がいなければ男性を起用するよう指示したと報じられており、2022年5月26日には、社会副首相兼教育部長官、保健福祉部長官、食品医薬品安全処長(次官級)の3ポストには、いずれも女性が指名され、そして少し遅れて同年5月29日、新しい韓国特許庁庁長として、李仁實(イ・インシル)新庁長が内定したと大統領室から発表がありました。

韓国特許庁第28代目となる新庁長の就任は、内定の発表から2日後の2022年5月31日、第27代までの庁長はいずれも官僚出身の男性でしたので、女性が就任するのも、民間出身者が就任するのも初めてという異例の人事となりました。

2. 新庁長の経歴

李仁實新庁長は、釜山大学フランス語フランス文学科を卒業後、ストラスブール大学国際知的財産権研究センター(CEIPI)、梨花女子大学大学院法学科、ワシントン大学法学修士課程で学び、高麗大学大学院で法学博士を取得しており、弁理士としては、1985年に弁理士試験に合格し、当時、釜山大学出身の初めての弁理士、韓国で3人目の女性弁理士であり、以来知的財産の専門家として、長く活躍しています。

また、韓国女性弁理士会会長、国家知識財産委員会委員、専門職女性(BPW)韓国連盟会長、大統領直属の規制改革委員会民間委員、大韓弁理士会副会長、(社)韓国女性発明協会会長等、公職も含めて様々な役職を歴任しています。

今回の新庁長への就任は、弁理士としての長年のキャリアと、公職も含めた多くの経験が高く評価されたものと考えられます。

3. 今後の知的財産政策への影響

以前の本欄で、「尹錫悦政府の110大政課題」での知的財産施策に関する言及が少ないこと、2021年12月末に、「第3次知識財産基本計画(2022-2026)」、「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画(2022~2026)」という、知的財産政策上重要な2本の5カ年計画が策定されたばかりであることから、新政権は従来の政策を踏襲するのではないかと予想しました。

上記の基本計画の中で既に認識されている課題だけでも、知的財産行政には、デジタルトランスフォーメーション時代への対応、中小・スタートアップ企業の支援、知的財産侵害への対応強化、営業秘密の保護強化、知的財産専門人材の育成、知的財産分野の国際協力、など、多くの課題があります。

また、新庁長が就任したばかりですので、その手腕はこれから明らかになるところですが、知的財産行政の課題に果敢に取り組み、新しい風が吹くことに期待したいと思います。

ご紹介した2本の5カ年計画については、弊社ウェブサイトにて和訳を提供しておりますので、ご興味のある方はご覧ください。 

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾(特許庁出向者)
2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職。